

居宅介護支援事業所ケアレッジとさ運営規程

(事業の目的)

第1条 居宅介護支援事業所ケアレッジとさは、介護保険法の理念に基づくとともに高齢者が自立した生活を送れるよう、また老化に伴い介護が必要な者に対して、介護相談、介護計画等を支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 居宅介護支援事業所ケアレッジとさは、要介護認定を受けた者（以下「利用者」という。）が要介護状態等となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、支援に努める。

1 居宅介護支援事業所ケアレッジとさは、利用者の要介護認定等に係る申請に対して、利用者の意思を踏まえ、必要な協力を行う。また、利用者が申請を行われているか否かを確認しその支援も行う。

2 居宅介護支援事業所ケアレッジとさは、利用者の選択により、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、適切な保健医療サービス及び福祉サービス、施設等の多様なサービス事業所と連携し、総合的かつ効果的に介護サービスを提供されるよう努める。

3 居宅介護支援事業所ケアレッジとさは、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者提供されるサービスの種類、特定の事業者に不当に偏することのないよう公平、中立に行う。

(事業所の名称)

第3条 事業所の名称は、居宅介護支援事業所ケアレッジとさ（以下「事業所」という。）と称する。

(事業所の所在地)

第4条 事業所は 土佐市蓮池 1231-2 に事務所を設置する。

(実施主体)

第5条 事業の実施主体は、医療法人みずほ会とする。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第6条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

(ア) 事業所を代表し、業務の総括の任に当たる。

(イ) 他の業務との兼務をしても差し支えない。

(2) 介護支援専門員 1名以上（1名は管理者を兼務）

指定居宅介護支援の業務に当たる。

(3) 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が四十四又はその端数を増すごとに一とする。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 毎週月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び、12月31日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(居宅介護支援の提供方法)

第8条 居宅介護支援の提供方法は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所は、相談室とする。
- (2) 管理者は、介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時又は、利用者から求められたときは、これを提示すべき旨を指導する。
- (3) 事業所は、利用者の介護認定の有無の確認及び申請代行については、その者の提示する被保険者証により被保険者資格、認定区分及び有効期間等の確認を行う。
- (4) 事業所は、利用者からサービス提供の依頼があった場合は、要介護認定の申請が行われているか確認し、行われていない場合は、利用者の意見を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう支援する。
- (5) 要介護認定の更新申請は、現在の要介護認定等の有効期間が終了する60日前からできるように必要な支援をする。
- (6) 事業所は、要介護認定者の在宅サービス計画の作成を利用者と家族の意思を尊重して、医療保険サービス、福祉サービス等の多様なサービスをサービス事業者と連携し、総合的、効果的な介護計画を作成し、利用者の承認を得てサービスの提供の手続きを行う。

(居宅介護支援の内容)

第9条 居宅介護支援の内容は次のとおりとする。

(1) 居宅サービス計画の作成

- (ア) 管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- (イ) 作成開始に当たっては、利用者及び家族に対し、当該地域における指定居宅サービス事業者の名簿、サービス内容、利用料金の情報を提供し、利用者がサービスの選択を求められるように支援する。
- (ウ) 介護支援専門員は、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援するため、居宅サービス計画作成に当たって利用者の有している能力、提供を受けているサービス、そこにおかれている環境等の評価を通じて、利用者が現に抱えている問題点を明らかにし、解決すべき課題を把握する。
- (エ) 介護支援専門員は、利用者、家族のサービスの希望並びに利用者についての把握した課題に基づき、当該地域における介護給付等の対象サービスが提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標、達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ居宅サービスの原案を作成する。
- (オ) 使用する課題分析の種類は、MDS-HC / CAPs 方式・三団体ケアプラン策定研究会方式・日本訪問介護振興財団版アセスメント等とする。
- (カ) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置づいたサービスの担当者から、会議の招集、照会等により、当該居宅サービス計画の原案内容について、専門的な見地から意見を求めるものとする。
- (キ) サービス担当者会議は、利用者及びその家族の参加を基本としつつ自宅等で開催する。
- (ク) 介護支援専門員は、利用者、家族に対し、サービスの種類、内容、利用料等について説明し、文書により同意を得る。

(2) サービスの実施状況の継続的な把握、評価

介護支援専門員は、居宅サービス計画作成後においても、利用者の居宅を最低1ヶ月に1回訪問するとともに、家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービスの実施状況の把握及び利用者の課題把握を行い、必要に応じて、居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者との連絡調整、その他の便宜の提供を行う。

(3) 介護保険施設の紹介等

(ア) 介護支援専門員は、利用者がその居宅においてサービス提供が困難となったと認める場合、利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行う。

(イ) 介護支援専門員は、介護保険施設から退院、退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、円滑に居宅における生活へ移行できるよう、居宅サービス計画の作成等の援助を行う。

(利用料、その他の費用の額)

第10条 事業所が居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担は生じない。

2 通常の事業実施地域外からの利用者の要請があったときは、交通費については利用者の同意を得てから実費が徴収できる。自動車を使用した場合、ガソリン代として、通常の実施地域を越えたところから1kmにつき15円で計算する。

3 交通費の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で支払に同意する旨の文書に記名押印を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 事業所の通常の事業実施地域は、土佐市・須崎市・高知市・中土佐町・四万十町・津野町・佐川町・越知町・日高村・いの町とする。

(秘密保持)

第12条 事業所の介護支援専門員やその他の職員は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者、その家族等の秘密を漏らしてはならない。またそのための必要な措置を講ずる。

(個人情報の保護)

第13条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(暴力団の排除)

第14条 事業者は、居宅介護支援の事業活動により暴力団の活動を助成し、または暴力団の運営に資することのないよう暴力団を排除し、利用者が安心してサービス利用ができる環境を整備する。(苦情・ハラスメント処理)

第 15 条 事業所は、提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等(第 4 項において「指定居宅介護支援等」という。)に対する利用者又はそのご家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。

4 事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(高齢者虐待防止法)

第 16 条 事業所は、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、生命・身体に重大な危険がある場合は市町村への通報義務、それ以外の場合は通報努力義務がある。

(その他運営に関する重要事項)

第 17 条 その他事業所の運営に関しての重要事項は、次のとおりとする。

事業所は、居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図ることとし、業務の執務体制についても検証、整備する。

2 事業所は、従業員の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後 3 か月以内

(2) 継続研修 年 1 回以上

3 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

4 事業所は、従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

5 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

6 事業所の会計は、毎年 6 月 1 日から翌年の 5 月 31 日の会計期間とする。

7 事業所の運営規程の概要、介護支援専門員、その他の職員の勤務体制、サービスの選択に必要な重要事項を見やすい場所に提示する。

8 介護支援専門員は、サービス提供を利用者に強要又は、当該事業者からの金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

9 事業所には、設備、備品、職員、会計に関する諸記録の整備を行う。また、居宅サービス計画、サービス担当者会議、居宅支援の提供に関する記録整備を完了の日から 5 年間保存しなければならない。

10 事業所は、正当な理由がなく業務の提供を拒否してはならない。

(ア) 正当な理由とは、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないとき。

(イ) 偽りとその他不正の行為によって保険給付を受けたとき、また受けようとしたとき。

(ウ) 以上のいずれかに該当する場合には、遅滞なく意見を付してその旨を利用者に通知する。

11 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人みずほ会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

18条 虐待の防止

(1) 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(2) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について従業員に周知徹底を図ります。

(3) 虐待の防止のための指針を整備しています。

従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的実施しています。

虐待の防止に関する措置を定期的実施するための担当者を設置しています。

(4) 虐待の防止に関する担当者を選任します。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報します

(6) 成年後見制度利用を支援します。

19条 業務継続計画に策定等

(1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するケアマネジメントを継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画の（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

(2) 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

(3) 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

21条 ハラスメント防止対策

職場におけるハラスメントの防止

事業所は、適切なサービスを確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の職場環境が害される事を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる

22条 身体拘束の禁止

事業所は、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体的拘束を行う場合は、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

改定 令和4年4月1日施行
改訂 令和6年4月1日施行